

会 議 録

会議の名称	平成30年度第3回守谷市行政改革推進委員会		
開催日時	平成30年7月23日（月） 開会：15時　閉会：18時30分		
開催場所	守谷市役所 庁議室		
事務局（担当課）	総務部市長公室企画課		
出席者	委員	川西会長，吉田副会長，松尾委員，西尾委員 計4人	
	その他	外部評価ヒアリング対象課 (財政課) 石塚財政課長，石神課長補佐 計2人	
	市職員	坂総務部長，浜田市長公室長，福島企画課長 前川課長補佐，南崎企画員，笠木主事 計6人	
公開・非公開の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
公開不可の場合はその理由			
会議次第	1 開 会 2 会長挨拶 3 議 事 (1) 第2回ヒアリングの総括 ・中長期経営計画の作成（上水道） ・公民館運営管理事業 ・図書館運営管理事業 (2) 外部評価について（事務事業ヒアリング） ・ふるさとづくり寄附金事業 4 閉 会		
確定年月日	会議録署名		
平成30年8月27日	会長 川西憲二		

審 議 経 過

1 開 会

事務局： ただいまより平成30年度，第3回行政改革推進委員会を開会いたします。本日は5時までを予定としておりますので，よろしく願いいたします。

初めに，川西会長よりご挨拶をお願いいたします。

2 会長挨拶

川西会長： 今日暑いな中，ありがとうございます。本日は挨拶はなしとさせていただきます。沢山皆さんにご相談をさせていただきたいことがありますので，そちらの方で時間を使いたいと思います。

本日は4名の出席をいただいておりますので，本会議は成立しております。本会議は公開されています。傍聴者はいらっしゃいません。また本日の発言はいつものとおり，発言者の氏名を付した上で，会議録として公表させていただきます。異議がある場合はいつでもおっしゃってください。

3 議 事

川西会長： 最初に事務局の方から，資料等の御説明をお願いいたします。

事務局： それでは本日お配りしている資料について確認させていただきます。先に送付させていただいた資料が30行革③-1-1公民館事務事業点検シート，1-2図書館事務事業点検シートになります。2-1から2-6までがふるさと納税関係のものになります。それと本日お配りしている資料で，上水道の中長期経営計画に係る資料，公民館と図書館の運営管理事業に関する資料，外部評価に対する市の取組状況のフォローアップをお配りしております。

また，30行革③-1-3モニタリング結果公民館分，1-4図書館分，外部評価について，加えて前回の会議録とその全文をお配りしております。図書館運営マネジメントシートの平成28年度分もお配りしております。

また，松尾委員からいただきましたふるさと納税関係の資料をお配りしております。以上でございます。

今日の内容ですが，第2回のヒアリングの総括，外部評価について事務事業のヒアリングをしたもの，外部評価について平成29年度の取組状況についての以上3件をお願いしたいと思います。その他何かあればということで，これからの議事は会長をお願いしたいと思います。

川西会長： 本日も打ち合わせを迅速に実施したいと思っておりますのでよろしく御協力をお願いいたします。

それから，今度は委員の皆様にお聞きしたく，少し頭出しをさせていただきたいと思います。

まず一つは評価の視点です。具体的に言いますと、図書館の評価です。例えば西尾さんが評価しておられるのは図書館の市民へのサービスの状況です。まさにこれが通常の評価です。

しかし、今回私が評価したのは評価対象のマネジメントシート自体です。即ち、守谷市の評価システムに適合したマネジメントシートになっているかを評価しました。

そしてもう一つの評価の視点は、民営を直営に変えようというプロセスを変えるという内容です。これを評価しておられる委員もいらっしゃる。

ですから、この3つが、別々のことであるのに、同じように評価対象となっています。この点について、同じ視点で統一するか、それとも3つの視点で別々に評価していくべきか。これは考えたほうが良いと思います。

それから採点方法に疑問を持っているので、後ほど打ち合わせをお願いします。

また、報告書に何を記載すべきか、委員の御意見をお聞きしたい。行政改革実施計画の執行管理については、当委員会で行っていますが、従来は報告書には掲載しておりません。これまでの私たちの報告書タイトルは外部評価報告書です。即ち報告書は評価の分野だけにとどめています。しかし私たちは従来から市の重要な事業の執行管理をしているわけです。それについては、報告書に書いていない。これで良いのか皆様の御意見をお聞きします。

次に事務局に資料について質問します。

まず図書館については、利用者アンケートと労働環境実態調査を頂いていますが、利用者アンケートについて直営時のものはありますか。民営時の平成28年度と平成29年度についての利用者アンケートは今頂いているわけですね。形が違って良いので、直営時の利用者アンケートがありますか。民営時で見ると、平成28年度に比べて平成29年度は良くなっています。更に遡って直営時と民営時とのアンケートの比較をしたいのです。

それから労働環境実態調査も同じように、直営時のものがありますか。民営時と直営時の比較を見たいのです。

事務局： 直営時の労働環境調査というのは特に行っていなかったと思います。

川西会長： 無いというご回答ですね。了解いたしました。では、他の業務委託先で労働環境実態調査を行っていますか。

事務局： ほかの委託先と言うのは公民館でしょうか。

川西会長： 民間委託先です。行なっているところがありますか。

事務局： 確認してみます。

川西会長： 確認をお願いします。やはり横比較も必要だと思います。過去との

比較並びに他の業者さんとの比較をしつつ客観的に見ながら、考えていくべきと思います。

事務局： 同じ形ではないでしょけれども。

川西会長： もちろんそうでしょうね。内容は当然違って当たり前だと思いますので。しかし、同趣旨のものがあるかどうかということをお聞きしたい。それから労働環境実態調査につきましては、これはほぼ過去やってなかったということで了解しましたが、他の委託先でやっているのか、またやっているのだとしたら、その内容はどうか。

吉田副会長： ちょっと付言しますと、文科省から「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が告示されています。これには、図書館は毎年度、自己点検・自己評価をすることが規定されています。直営時の中央図書館でも実施しているはずなので、今回の指定管理者のように詳細ではないかもしれませんが、大体のところは比較できると思います。

川西会長： （吉田副会長に対して）はい、ありがとうございます。（事務局に対して）出ますか。

それから皆さんのお手元に平成28年度の図書館のマネジメントシートをお配りいただいたのは今と同じような趣旨でございまして、計画からどうなってるのかという平成27年度のマネジメントシートはすぐには出せないということですが、後から頂くということによろしいでしょうか。事務局、大丈夫ですか。

簡単に出るものであれば頂きたい。それから塵芥処理についてお聞きしたいと思いますが、前回資料を頂いていますけれども、他に市のガバナンスに直結する資料はありませんか。すなわち、市がどういうチェックをしているか、というような観点で役に立ちそうな資料はありますか。【市のガバナンス】が私たちの重要な関心事です。

それから外部評価に対する市の取組状況について資料を頂いており、今日は総合的意見に対する市の取組状況を頂きました。

先ほど頭出しをした諸点について御意見をお聞きします。まず採点方法です。現在5点から1点までの採点となっており中間点は3点です。委員の数は5名ですから、25点満点です。しかし、25点満点と言っても、中間点は15点です。これは一般の感覚と異なると思います。いろいろな採点方法があっただけいいのですが、これは、見た人が抱くイメージと異なると思います。普通の形にした方が良いでしょう。

私の提案は、1人20点で、最高を20点、最低を0点として採点するという考えです。委員が5名いらっしゃるのでも、合計100点となります。これについて何か御意見ございますか。

西尾委員： 今回、初めて評価するに当たり、何に対して点数をつけるか、という点が難しかった。それは点数を細分化しても同様で、何を評価すべ

きでしょうか。

川西会長： 先ほど、図書館の何を評価するべきかについてお話ししました。委員の皆様の評価の視点が各々違うのではないかとこのことを申し上げました。通常何を評価してきたかという、例えば外部委託の場合でしたら、まず委託先の市民に対するサービスの向上というのが、基本的な視点だったと思うのです。西尾委員はこの視点で採点されたと認識しています。

そしてもう一つが、市民に対するサービスの向上をアウトプットとしますと、委託先に対する守谷市の適正な管理状況がインプットと思います。このアウトプットとインプットの二つを見るというのが通常の状態における評価だと思います。

ですから基本的にはその認識でいい。ただ、時にはそれでは不十分ということが有り得る。図書館を民営から直営に変更するということは大きな変更です。そしてそのプロセスとその内容は大きな検討課題です。評価対象となりえます。そしてもう一つは、マネジメントシートにこの変更がほとんど記載されていないこと。これは評価システム全体に対する無理解です。評価システム全体が機能していない、と言えます。

ですから、これらの点のどれを評価するのか、そしてそれぞれ別々に評価するのか。こういう視点があっていいと思います。

それからもう一つ考えられる案は更にどんどん細かく細分していった、業務の部分ごとに採点することだと思います。この点につきましては、実は大変だと思います。何を採点すべきか、非常にいろいろありそうなのはこのこれまでの経験からして感じております。

その事務事業の中の何の業務に重点を置くかは、業務に応じて、多分相当違って当然だと思います。例えば今回の公民館評価について生涯学習課としては、修繕回数と言っておられます。これは全く不適切だと思います。しかし修繕回数が重要な状況とか、施設は有り得るとも言えるでしょう。そうすると一つ一つの事業、業務についてそれらをきちっと押さえていく作業が必要となることは指摘したいと思います。ということで、今の西尾さんの御質問につきましては、原則を一応決めておきたい。

それ以上のことは、とりあえずは、個別に考えていかざるを得ないのかなというふうに思う。

吉田副会長： どのような観点で見るといことは、会長がおっしゃるとおりです。私たちにとって大事なことは、個々の事務事業の施策への貢献度だと思います。市の取組が、市民サービスにきちんと反映しているかどうかです。そして、ただやっていたらいいというのではなく、そのことがきちんと説明できるものであることも重要です。プロ

セスに透明性があったかどうか。もっとよいやり方があったのに、それを怠っていたかもしれない。不作為だったが、結果としてはよかったということもあるかもしれません。

市役所のガバナンスも含めて、どういう形で事業を進めたのが大事なことです。前回のヒアリングでそうだったのですが、生涯学習課の関わるプロセスが全く理解できない。いろいろな考え方があ
る中で、市の行ったことに本当の妥当性があったのかどうか。もちろん、中身についてどうこう言う権限は私たちにはありません。あくまで事業遂行の有り様を問うているのです。

明らかにおかしいことについては、水道でも公民館でも、私たちは言わなくてはならない。どのような教訓がそこから得られるのかを指摘していくことが、この委員会の役割だと思っています。

今回は、これほど重要な案件が連続してあるのに、マネジメントシートでは一切の記載がありません。私たちが関係資料を要求して、内容をいろいろ見たり、主管課の説明を聞いたりしましたが、釈然としな
いところがあまりにも多い。私たちにきちんと説明できるということは、市民に説明できるということであって、一部の
人たちだけの納得に終わらないように、市役所を誘導していくのが、この委員会の務めなのだと考えています。

川西会長： ここで提案をさせてください。図書館業務についてはこれまでの形ではなくて、3つの視点でそれぞれ採点をしていきたいというふうに
思います。したがって、第1は通常の図書館業務のサービス評価。それから第2は図書館を民営から直営に変更するプロセスの評価。そして第3はマネジメントシートあるいは本件に関する評価体制の評価です。この3つに分けて、評価を行うことでいかがですか。

吉田副会長： サービス向上という場合、市役所が頑張った結果なのか、それとも指定管理者が頑張った結果なのか、ということがあります。私たちから見る限り、確かに当初の指定管理者はひどかった。しかし、その後は直営時を上回る実績を残しています。指定管理者が関係する評価で厄介なのは、サービス提供の当事者は市役所ではないということなの
です。

西尾委員： 今回、マネジメントシートだけで評価するなら、評価は低くなった
と思いましたが、先日のヒアリングを聞いてもそう感じました。しかし、これは図書館業務というより、マネジメントシートそのものの問題ではないかと考えました。

川西会長： これは、当委員会の報告書の中の総合的意見で何度も取り上げてお
ります。今回申し上げているのは個別の図書館の評価から、守谷市の評価システムの中における図書館担当課のマネジメントシート作成作業とその周辺の問題です。

ただ今回重点事務事業の執行の管理の中で、正にマネジメントシートに基づくPDCAサイクルの確立、そして行政計画の有効性を図っていくということがありますので、今の問題点、疑問点はそちらの方で議論するのが適切と思います。いずれにしてもそちらで取り上げることとなります。

吉田副会長： 民間活力の活用という大前提が、今回の評価の中にあるわけですから、図書館はちょうどいい事例になっています。市民サービスのあり方にも、市役所の方々の働き方にも、そこから提案できるものがたくさんあって、今後の市政のあり方にいちばん先鋭化されたものが図書館から見えてきます。なし崩し的に業者に丸投げし、市役所のガバナンスがなくなってしまうことを私たちは恐れています。今回については特別な例ではありますが、これはたいへん重要な問題との認識が委員の皆さんにありますから、これまでと少し違った形で取り上げるのがいいのではないかと思います。

川西会長： では皆さんの方から異論がなければ、今の3つの視点で再度採点を行うということでしょうか。（委員全員の賛成を確認した。）では、事務局の方で今の3つの視点で採点表を作成してください。採点の個所だけ変更で結構です。委員のコメントのところは、今のものはとりあえず生かしてください。

また、今回から20点満点に変更していただきます。

視点の一つ一つが大事です。一つの項目で全然違うこと評価しております。1番目の図書館のサービス自体は、委託先の責任が重大です。3番目のマネジメントシートは担当課の責任です。そして、2番目のプロセスにつきましては、プロセスの中において、委託先がどのように対応したのかはちょっと私たちには見えません。しかし、いずれにしても3つの項目で評価する対象、その責任者が違いますから、これを一緒にして得点を数えるという形は良くないと思います。

西尾委員： ある程度の目安というか基準を作っていただかないと。初めてなもので、よく分からなくて。

川西会長： これまでは普通は3点ということでやっていましたができるだけ普通はやめて、少し差をつけてほしい。採点は20点満点で採点し直してください。

特別にコメントを変えたいということがあれば公明正大にそれやっていたらそれでよろしい。公開の上で理由を説明して書き換えもよろしいんじゃないかと思う。ただ報告書作成段階では確定したい。変更はその前までにしてください。

次の議題に入ります。最初に申し上げましたが、執行管理を報告書に含めるということに問題はありませんか。これまで執行管理につきましては、コメントするけれども会議録に残るだけでした。特段、

報告書という形にはしておりません。

事務局の方では問題ございませんか。執行管理状況について報告書に記載することが我々の権限を逸脱しているとか。或いは他の委員会の関係でおかしいとかそういうことがあればおっしゃっていただきたい。

事務局： 評価を受けたものについて更に何らかの形でコメントが出るということでもよろしいでしょうか。

川西会長： はい。執行管理の対象事業は沢山ありますが、その中で私たちが選んだ事業についてはヒアリングをしております。それらについて、意見を報告書に述べることです。今回で言いますと、上水道、P D C Aです。

事務局： それに対してということですね、今回は執行状況についてもです。

川西会長： もし報告書に記載するのだとすれば、単に意見を出すだけではなく、評価もするかどうかです。それから何を評価するか。例えば事業目的の重要性、妥当性、適時性、緊急性等です。そしてその上で、事業が適正な速度で進んでいるか、方向性に間違いはないか、効率的にやっているか、を評価することになります。

話を先に進めさせていただきます。

評価も書くとしみますと、評価の時期も検討する必要があります。昨年度までのものを評価するのであれば現時点でも可能です。しかし今年度の上半期を含めるとすると、その報告を頂く後となります。10月20日第6回に上半期の報告を頂く予定です。ここで皆様に相談します。予備日として11月12日があります。この日までに報告書を完成させる必要があります。

これをやるかどうか。その場合は、これまでの報告書タイトルは外部評価報告書ですが、行政改革外部報告書というタイトルに変える必要があるでしょう。

そして、事務事業評価及び重点事務事業の執行管理というサブタイトルでしょうか。この点についてはいかがですか。

事務局： 企画課と上下水道課のものに対してということですか。

川西会長： はい。

事務局： 進行管理は担当課を再度呼んでの確認も含めての話になるのか。

川西会長： 従来は事務局からすべての重点事業についてざっと説明をしていたいて、それに対して、委員からコメントをしてきました。それを過去数年の間にだんだん絞り込みをしてきた、というのが実態です。

事務局側として少なくとも問題はないと理解してよろしいですね。

松尾さん何か御意見は。例えば水道について何か意見を書くか、いかがですか。

松尾委員： 趣旨賛成です。仕事の報告はするべきだし評価もすべきと思いま

す。そのためには十分なヒアリングが必要と思います。上下水道については勉強会をやりましたので、彼らの考え方を大体理解しましたが、上下水道事業を理解するには、専門的な知識も必要だし上下水道課の説明不足なところもあると思います。上下水道を例にとると、やはり6時間程度の検討の場が必要だろうなと思います。

川西会長： ありがとうございます。それでは評価をやるということで進めたいと思います。まずは他の事業評価と同じような形で始めたい。そこで、事務局でフォーマットを作っていただきたい。何を評価するかということについては、重点事務事業として市が選んだ理由が重要だと思います。なぜこれが重要だと考えておられるのか。あるいは担当課としてどう考えているのか。

その辺の経緯と選択の趣旨などについて教えていただきたい。

事務局： 事務事業の候補リストを各部長に渡して、今年度執行管理していくものを上げてもらっている。そして庁議の中から選択候補の事業をその中で最終で選定していく。

川西会長： 市としては、なぜこれを重点事業として掲げたのか、そしてこの業務の何が重要だと思っておられるのか等を明らかにしていただきたい。そして、その趣旨や目的どおりに執行されているかを私たちがチェックするのが理想だと思います。そういう点で何か参考になるようなことはございませんか。

例えば水道事業はこういう点で重要だから重点事業として取り上げており、そしてこの事業の特に肝はこういう点であるというのはいないですか。

事務局： 会長が今言われた重点事務事業と今説明した事務事業は違っていませんか。行政管理計画の対象とするものであれば、私が今説明したものは別物です

川西会長： 私の質問の趣旨は同じです。基本的にこれは市として重要事業であり、執行管理をする必要があると捉えていただいている。ですから、少なくとも選択しておられる。市として選択をされた理由を確認したいと思っています。それは何かないですか。

松尾委員： はい。執行管理の対象選択は第七次行政実施計画で理由が記載されています。会長のおっしゃっていることはそこに出ています。

私が提案した行政課題への対応は、計画の中で種々目標指標を掲げていますが、昨年の審議会の中では、ほとんどの目標の達成が難しいという実態がありました。そのため議題に取り上げ検討すれば、その問題点が見えてくるのではないかと思い提案しました。

川西会長： これは企画課でその内容を作っていただいてもいいですか。今おっしゃっていただいたように、第七次行政実施計画の中にある、ということならば、そこから拾っていただきたい。

それに基づいて、私たちは評価していきたい。できるだけ市の方が考えている方向性に沿った形で評価軸を作り、私たちは市の考えのとおりに執行していますかという形で評価していきたい。執行管理につきましては、市の方で、その重要性であるとか、何を大事に考えているかということについて、視点を示していただき、その視点を参考にしながら私たちが20点満点で採点し、そしてコメントを加えていくということにしたいと思います。

水道事業と企画課の2事業が対象です。

私から提案させていただいた案件は以上です。それでは、予定の議題に戻ります。

(1) 第2回ヒアリングの総括

企画課が担当のPDCAサイクルの確立です。これについて何か。御意見はございませんか。これも報告書に含め採点するという事でよろしいですか。松尾さんから、実際のところうまく機能してないんじゃないかという御指摘がありましたが、それは報告書の中で最初に取り上げるべきお話だと思います。

・中長期経営計画の作成（上水道）

水道長期計画につきまして、コメントございませんか。

松尾委員： これを正確に理解するには、もう少し整理する時間が必要だと思います。今のままでは評価するのもどうかと思うし、説明が不足しているなと思います。勉強会を3時間半程度やりましたが、もう少し整理の時間が必要と思います。あと心配なのは、新水道ビジョンです。

事務局のみでまとめるような印象を受けましたが、オーサライズする段階を経たほうがいいのではと思いました。やはり特殊な世界ですから、それを理解するための、もう少し情報と時間が必要だと思います。

川西会長： 基本的な質問ですが、アプリというかソフトというかそういうものはないのですか。

松尾委員： 長期計画を立てるためのソフトは、厚生労働省が用意していますが、上下水道課は持っていません。業者が持っています。我々が理解をしなければいけないのは、上下水道課は段階的に水道ビジョンを作っており、それを3年ぐらい続けているという点です。その行動が進捗管理表に記載されています。そこを理解しないと何のために管路システムを作り、固定資産台帳を整備しているのかが理解できません。それからアセットマネジメントという言葉で当該課の説明がありましたが、その言葉の意味の説明を受け、理解することも必要と思います。このような理解がないと、1年前同様当該課の説明が全然分からない印象になってしまうと思います。当委員会として、きちっとやるためには、ある程度時間をかける必要があると思います。3時間程度

必要と思います。

川西会長： 3時間必要とのことですけれども、当委員会の限られた時間の中では、無理ですね。

松尾委員： そうですね。

吉田副会長： 水道については、これまでにいろいろな資料を拝見してきましたが、よく分からないままです。評価するとしても、市民目線から、例えば、水道料金が上がったり、水道管に不都合があったりしたら困りますね。そういうことはないようにとの要望はできますが、今の水道システムをどうするかということになると私の知識ではどうにもならない。

だとするならば、専門的なところは水道の審議会で議論していただいて、この委員会で解決することではないように思います。ただし、これだけの問題があるのに、審議会の動きがなければ、それを私たちは促さなくてははいけません。

これまでも、この委員会と他の審議会との関係について、皆さん方にも御質問してきましたが、こうした問題は審議会が取り上げるべきであって、内容の分かる方に、実際にどうするのかを議論していただく。私たちは審議会に投げかけて、こういう問題があることをこういうふうにして解決する方法もありますよね、ということは申し上げて、それをどうするかは、各審議会で期限を定めて決めていただくことだと思います。この委員会では結論が出ないのではないのでしょうか。

松尾委員： そのとおりです。勉強会が終わったとき申し上げたのは、水道事業への理解を深めるためには知見がある方と相談等をした方が良いのではないかという点です。今みたいに、年1回の審議会で説明してもそんな情報量じゃ全く理解されませんと申し上げました。

川西会長： だから時間が必要です。私も同様に、外部の知見、外部の専門家を入れないとだめだと思います。報告書にはそのように書きたい。

松尾委員： 当該課は説明時間が足りなくて何も言えなかったとも言っています。それも事実だし、もう1回ヒアリングが必要と思います。

川西会長： この場にですか。

松尾委員： そうです。あれだけの説明ではわかりません。

川西会長： いや、少なくとも半年で変わるとは思えない。本事業は2年前ですか、ヒアリングを実施しているのですが、今回それと同じ感じだったので、がっかりしています。

松尾委員： 去年と同じですね。当該課には説明が分からないと申し上げました。その理由は私共にもあると思いますので、彼らの意見をもう少し聞いてもいいと思います。

ただ聞く時には、聞きたいことを予め提示すべきです。そうすれ

ばきちっと答えが出て来ると思います。

・公民館運営管理事業

川西会長： 公民館について、何か御意見はありませんか。

吉田副会長： 今回の評価シート以外に資料はないのですか。指定管理者に対する評価報告書や指定管理者側の報告書によって、もちろん指定管理者を評価するのですが、私たちの関心はそこにもありますが、それにどう行政が関わっているのか、ここを実は知りたい。第三者評価には本来そういうところがあって、事業者を評価するだけでなく、指定管理者とそれに関わる行政側がどうなっているかを見るのが目的だと理解しています。

ですから、ここで指定管理者を評価するというのは、この委員会では違和感があります。これらの資料からは、市役所がどういうアクションや指導をしていたかが見えてきません。公民館の評価をするのでも、確かにサービスは良くなっています。だから点数を高くつけるかという、そうではないと思います。市役所がいったい何をしてきたのかが、実は何も見えてこないからです。市役所側の自己評価をお聞きしたいのです。

事務局： このシートの所管課評価というところについては、所管課が指定管理者を評価したところで第三者までは入ってはいない。これはこれ以上のものには、ならないのです。

吉田副会長： モニタリングマニュアルの資料も頂いていますが、そこでも市役所がどのように関わっているかは示されていません。市役所が適切なアクションをしたのか、マネジメントシートでも分からないまま所管課は関係なく、指定管理者に向けた評価になっています。

この委員会の視点からは、所管課の事業に対する判断はちょっとできない。特にマネジメントシートの記述は、ほとんど無反省な形ですから、評価すること自体が大変難しい。第三者が評価することの考え方が違うように思います。

川西会長： 施設管理者評価シートに関する疑問です。例えば、施設管理と人員体制の項目です。これは管理者と所管課の評価が違う。しかし、評価が違うことが有り得る場合と、同じでなければならない場合があると思う。「仕様書に従った人員を配備しているか」について自己評価がA、所管課はB。

これは外見的に明白な事実確認です。意見が違いますという話ではない。不思議です。少なくともここに現れているのは、（委託先と管理者との）連携の不足といいますか、正に吉田さんがおっしゃったような、管理部門は何をしていたのだろうという部分です。

事務局： 今会長おっしゃったように自己評価はAとなっていて、所管課評価がBとなっている。Aが付く場合には基本仕様書、事業計画書が水準以上

の内容を行ったというようになっていて、指定管理者側は水準以上のことをしたとしておりますが、所管課から見ると水準に沿った内容だったんじゃないかなということで違う評価が出されているということだと思います。

川西会長： いや、私が申し上げたいのは評価の基準があるはずということです。見解の相違が出るのは、構わないですけどね。見解の相違は有り得ると思うのですが、事実をそのまま書けばそれで良いことに違いがあるのはおかしい。

それは正に連携不足。事務局のおっしゃるとおりだとすれば、それはこうこうこういうことですよと担当課が委託先にきちんと書いて書き直させれば良いのです。

総合評価の配点基準はありますか。

事務局： 総括評価というものがあって、総括評価Aが付くものが、評価基準がすべてB以上で、Aが7割以上あるものです。Bの場合は、B以上が7割以上。Cですと、B以上が7割未満しかない状態です。

川西会長： Aが7割以上ないと、Aにはならないということですね。

吉田副会長： これほど双方に差が出るのは非常に珍しい。逆に言うと、指定管理者への指導とか、コミュニケーションが市役所側に不足していたのだと見えてしまいます。

この評価を指定管理者は見ていますか。市役所は内部の管理のためだけに評価するのではなく、指定管理者がここはまずかったね、ここは変えなくちゃいけないね、と気付かせることで、指定管理者にも改善しようとする意識を促すことではないですか。総括的なコメントだけでは事業者は分かりません。

何のために評価するのか。事業がもっといい形になるように、つまり、指定管理者にPDCAが成立するように、所管課は評価しなければいけないのだと思います。

事務局： はい。これは平成29年度のを翌年度評価したものです。昨年まではこのシートを使って仮評価を行っていたのですが、評価の結果どうだったかというのは、指定管理者側に共有しています。

吉田副会長： 具体的に「ここがいけなかった」「ここはよかった」といったコメントはしたのですか。

事務局： 結果については、また別紙でという話はしています。

吉田副会長： 指定管理者と所管課で評価が違った場合には、一つ一つについて具体的な理由を示さないと、指定管理者に所管課の意図が伝わりません。市役所側に事業者を育てる意識がなく、内部的な形だけの評価になっているような気がします。今年度のものからシートを改めていただく必要があるようにも思います。

川西会長： では、公民館についてはよろしいですか。公民館のこの資料につき

ましては、非常に不十分です。

先ほど申しあげましたように、理由を付して修正していただければと思います。

・ 図書館運営管理事業

では、図書館について何か御意見ありますか。

松尾委員： 今回頂いた評価シート総括評価でCがないです。直営に戻すのでCが沢山あるのかと思っていたら、それが無い。どうして直営を止める結論になるのか不思議です。違和感があります。シート評価が実態を示してないのか、公表されないもっと沢山の理由があるのかなと思っています。

この評価シート、他の指定管理者も大体同じような項目ですね。

事務局： 図書館はまた別紙で追加項目シートというのがあります。

松尾委員： 評価と結果とが結びつかず、どういう議論をしたのかも判らないので、直営に戻す理由が理解できません。

川西会長： ありがとうございます。第2回のヒアリングの総括、これで全部終わる訳ですが、再ヒアリングは必要なしでよろしいですか。

吉田副会長： 本当はしたいのですが、所管課長とコミュニケーションができない以上、しなくていいと思っています。いろいろな自治体で多くの管理職にお会いして、例えば、図書館の無料の原則の話をして、すぐに突っ込んだ議論ができるのですが、守谷ではかなわないことが大変残念です。

この部分が今回の決定では一番大事なことで、市長の御判断もそこにあったとお聞きしています。図書館法の第17条に「公立図書館は入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」と規定されています。つまり、貸し出しとか閲覧とかは無料でなくてははいませんが、それ以外のものはお金をとっていいということなのです。それが施設の目的外使用として、喫茶店などは設けることはできても、現在の図書館では無理だから、収益事業のできない指定管理者は適さない、そのように所管課長は話されていました。しかし、指定管理者の募集要項には、自主事業としていろいろな形の有料事業をしていいと書いてあります。

今回の件では、不可解な議論があまりに多いのですが、直営であろうと、指定管理であろうと、市民サービスが良くなれば、どちらの選択でもいいと私は考えています。そんなふうにならなければ、守谷の図書館をとらえるようになったのは、職員だけが都合のいいように、木曜日午前の閉館を20年も続けてきたからです。指定管理者によって、それがようやく正され、大変多くの市民が喜んでます。

それが直営に戻るとなると、所要費用の試算を見ると本当に雑で、積算の根拠となる数字を示さないまま、指定管理者とほぼ同額

のでできるとの説明です。

利用者の代表集団ではあっても専門家の集団ではない図書館協議会に、経営面も含めた第三者評価を依頼し、運営形態の在り方まで諮問したというのは、市役所は何を目指していたのか、いろいろな意味で大きな課題を教育委員会は残したと思います。

明確な根拠の提示を避ける所管課に、直営に戻れば高度なサービスができると言われても、本当にそうなのかと問い返したくなります。所管課にも図書館協議会にも反論がありであるに違いありません。しかし、頂いた資料を突き合わせ、会議の議事録を拝見する限りでは、なぜそのようになったのか、今も腑に落ちないところがあまりに多すぎます。

今回の一番根本的なところさえ、所管課はきちんと説明できないままです。前は児童クラブと放課後子ども教室を委託業者に丸投げし、今回は図書館協議会に丸投げとの印象です。所管課は正しい情報を協議会へ適切に伝え、議事の進行や答申の作成について助言していたのでしょうか。

直営から指定管理に移し、今また指定管理から直営に戻すことで、市役所がどれだけのマンパワーを使っているかを考えていただきたい。人件費だけでも数千万円はかかっているのではないですか。せめて合点のいく説明だけはしてほしいと思います。

川西会長： ありがとうございます。

西尾委員： 今回配布された「指定管理者総合評価シート」（平成29年度評価）によると、人員体制の項目の中の、事業計画書に則した内容・頻度で教育・研修を実施したか、という評価基準での評価は、自己評価、所管課評価ともAです。ですが前回配布された『「労働環境等に関する実態調査」結果報告』（平成29年度実施）の中では、研修等への達成度は33.78%と報告されており、高いとは言えません。評価シートの評価を信頼しにくいと感じています。

吉田副会長： 評価や決定の一連の流れが、どうしてあのようなになるのかがどうにも分かりません。

図書館協議会が指定管理者のスタッフに行った「労働環境等に関する実態調査」の結果が、直営を選択する決定打になったと生涯学習課長はおっしゃっていましたが、これを今、もう一度やったらどんな結果になるのでしょうか。だいぶ変わると思います。

いろいろな指定管理者のお話を伺うと、1年目は必ずスタッフから文句が出てくるそうです。これまで直営のぬるま湯の中にいたスタッフは、指定管理の民間企業では何もできない御自分に向き合うこととなります。

また、図書館の仕事はすてきだと思っていたのに、意外とハード

であることを知った初任者は、こんなはずではなかったと悩むことになります。ですから、どの指定管理者でも、最初の1年は離職者が大変に多い。守谷が10人で済んだのは良いほうです。

図書館協議会はそのような業界の実情を御存知なかったようです。契約社員のスタッフは不如意な立場にいますから、市役所側が実施するアンケートということで、ガス抜きの気持ちで応じたのではないのでしょうか。そうした現状認識を持たない中での調査だけに、もう1回やっていただくと、びっくりするような結果が出るように思います。

川西会長： 私も全く賛成です。当たり前ですけど、最初の段階では、従業員の評価は当然低い。最初はやはりいろいろな変更があって疲れることが多い。価値観の違いもあります。

しかし、良いマネジメントであれば段々従業員からの評価が良くなるはず。こういう仕事をしていると、どこでも使える力が身についてくる。他の図書館でも認められ得る。そういう能力がついてくる。最初のうちは知らないことを教えられて、いろんなことをさせられて、結果としてオーバーワークになって、疲労も蓄積するでしょう。ですから従業員の不満は通常最初は高まります。それがいつまでも同じであれば、問題です。しかし従業員の中に、自分の力がつくからこちらの方が良い、という人が一部でも出てくるかどうか。そういう変化があるかどうかは実は大事なところ。そこが正にポイントだと思いますから。その変化がどうなっているかは従業員意識調査で見ていただくのが極めて重要であるというふうに思います。

図書館は非常に重要な案件ですが、私たちとしては、判断自体、決定自体については、何も言うべき立場にはないと思います。これはやはり市民の負託を受けた市長及び議会が決めることです。そちらで、しっかりと議論して、決めればそれでよろしい。ただ過程におかしいことがあれば、当委員会として発言していく。しかし、既に決まったことですので、市の方で約束されたとおりにサービスが良くなり、学校との連携が良くなり、費用の増加もない、となるかをこれから当委員会としてしっかり見ていくべきだと思います。

吉田副会長： 会長のおっしゃるとおりです。民間活力をどう生かすかということは、他の公民館や児童センターなどとも関わってくるだけに、しっかりフォローしていかなければならないと思います。

(2) 外部評価について（事務事業ヒアリング）

川西会長： ふるさと納税について担当課の説明をお願いします。

- ・ふるさとづくり寄附金事業
(財政課入室)

石塚課長： お手元の資料1から簡単に説明させていただきます。現在の内容でのふるさと納税は、平成28年6月から取り組んでいます。

それ以前も執行はしていたものの、現在のような返礼品を前面に出したものではありませんでした。

市内の事業者や商工会員を介して、平成28年3月に事業者に集まっていたいただき、ふるさと納税の返礼品事業に参加していただけないかを打診しました。

当初は20社、品数的には300ぐらいから始まり、少し金額の大きめのものから品目を増やしていきました。

そして、6月からふるさと納税のサイトを始めました。トラストバンクが運営しているふるさとチョイスとJTBが運営しているふるぽというサイトです。基本的にはふるさとチョイスからの申し込み状況をふるぽに情報連携させ、寄附者情報の管理は市が、そのあとの返礼品の管理をJTBが行い、返礼品事業者に発注する形態をとっています。

事業者は返礼品を、守谷市はそれに対する受領証・お礼状の発行を行っています。

資料2は、守谷市で今取り組んでいるふるさとづくり寄附金事業にどのような事業者が関わっているかを示した資料です。寄附者はふるさとチョイスに申し込み、返礼品を注文する、これは基本的にはクレジットカードでの支払いです。クレジットカードの支払いに対して、1%の手数料を払っています。

コンビニ支払いやペイジーその支払いについては、3%の手数料が掛かっていますが、現実的には95%がクレジットカードによる寄附申し込みです。

特例申請書の送付というのは平成28年度からできた新しい制度です。寄附金の控除は、基本的には確定申告で行いますが、この特例申請を利用することで、全国の5自治体までなら確定申告を行わなくても税の控除が受けられるというものです。

寄附者はふるさとチョイスから返礼品を選択していただき、ふるぽを介して返礼品事業者に連絡があり、返礼品の情報が届きます。

守谷市でお金が発生している部分は、クレジット決済の1%やコンビニ払いでの3%のほか、寄附金額に対する60%の返礼品代や郵送代です。

寄附金額に対して、4割ぐらいが返礼品にかかる費用であり、郵送代や梱包代を含むと4割を超えるものもあります。

資料1に戻っていただきまして、寄附金の使い道は、守谷市では4つ掲げています。自然環境の保全及び緑化の推進に関する事業、福祉施策の充実に関する事業、教育文化活動及びスポーツ振興に関する事

業、市民活動の促進に関する事業の4つです。当該年度に寄附されたものは、一度基金に積み立てて、次年度にこの事業に関わる事業に使用します。

ふるさと納税のPRということでは、広報活動のほか、ふるさと納税専門誌や新聞広告も利用し、市外のイベントなどにも出向きましたが、イベントは対象が地域的に限定されていて、あまり反応が良くなかったという経験がありましたので、今年度は行っていません。パンフレットの配布は、期間によっては既にある品があり、パンフレットが使えない状態があるため、平成29、30年度はパンフレットを作らない予定です。

また、平成28年度にふるさとづくり寄附金という歳入で、6億1,600万円あり、それに係る返礼品、手数料、郵送代、臨時職員の人件費といった事務費合計で3億8,400万円が歳出で掛かっています。

6億円の寄附金額に対して3億8,000万円の事務費が掛かっていますので、差引は2億3,000万円ですが、守谷市としては減収となる守谷市民で寄附した方の住民税の控除が9,800万円ありましたので、計算上は1億3,000万円が残ったこととなります。

平成28年度の寄附を29年度はこういった事業に充当しました。同様に29年度は、12億円弱の寄附をいただき、これに対して7億4,900万円の歳出があり、4億4,800万円が残った計算になりますが、先ほどと同じように、市民から他の自治体への寄附1億3,000万円が住民税の減少になっているため、3億円が守谷市の財源になったと言えらると思います。

今後の対応や課題としては、もともと地方を応援するために始まった制度ではありますが、よく言われているように自治体間の競争、特に返礼品の過当競争が激しくなっていて、制度上の運用が問題視されています。総務省からは、返礼品の内容について見直すように、平成29年の4月、平成30年4月と技術的助言として通知が出ていますので、市でも見直しに向けて検討しています。現在は、主にふるさとチョイスで寄附金を受付していますが、新たなサイトを増やして、窓口を広げるということも検討しています。さらには、新たな事業者を開拓するなどして、更なる推進を図っていきたいと考えています。

また、返礼品の競争ではなく、事業の成果が表れるようなクラウドファンディング型のふるさと納税も検討する必要があります。

今後もふるさと納税については、積極的に活用し、今と同様に地域経済の活性化、市の財源確保をしていきたいと考えています。運営管理の体制については、先ほど申しあげましたとおりふるさとチョイス、ふるぽの連携に伴う委託を継続しながら、新たなサイトの増も検

討していきます。事務がどのように増加するかによりませんが、事務経費の軽減等の面では地元のNPO法人への委託も検討が必要です。

国の助言では、返礼率は30%以下という話がありますが、守谷市では、返礼品全てではないものの、概ね10%程度は上回っている状態です。ただし、各事業者に対しての返礼品の内訳調査が終わりましたので、それを踏まえて、整理していきます。あくまでも助言なので、地方分権の観点からも必ずしもこの助言に従わなければならないのか疑問はありますが、周辺の自治体の動向を踏まえながら、適切な段階で見直さざるを得ないと思っています。

返礼品の事業者は、当初は全部で27事業者でしたが、随時受け入れています。原則的には、市内に事業所、店舗を構えていれば、税金の未納がない限り、事業者として受け入れています。商品については、著しく守谷市の品位を汚すようなものや国の指導も含めてよろしくないというものは、その場でお断りしています。

よく出ている話として、地産という問題がありますが、明確に国から良い悪いの判断が出ているものはない状態です。助言の中で言われているのは、地元の産品やサービスの提供ができるものであり、市内で事業者が販売しているものは市内でのサービス提供に当たると判断していますので、地産からは特に逸脱しないと考えています。ただ、これは特に、国と個別に対応している話ではないので、今後国からその考え方は違うということがあるかもしれません。

川西会長： ありがとうございます。早速三つ質問したい。第1点は業者に過剰な利益が出てはいけないという点です。これを避けるために、返戻率について一定の基準を与えてその中で競争をさせているというわけではないのですか。

石塚課長： 事業者からは、返礼品とする商品の金額等のデータをふるさとづくり寄附金事業の委託先であるJT Bに挙げ、郵送料を含めたその情報が私たちに提供されます。

川西会長： 例えばある業者は50をもらって、45の品を出す。ある業者は60をもらって50の品を出す。そうすると、60をもらって50を出している方が、50をもらって45を出しているよりも寄附者には良いですから、寄附者がこっちを選んでしまうということは発生しませんか。

市のそこら辺のチェック体制はどうなっているのですか。

JT Bの方で価格が適正かをチェックしているということですか、あるいは何も無いのですか。

石神補佐： 事業者の値付けが適正かどうかということですか。

川西会長： そうです、事業者の値付けが適正かとかです。出品者全員に対して、同じ割合でしか出しませんよと市やJT Bが言っているのだから

ばそれで良いのです。高いものは寄附者が買わないだけですから。

事務局： ただ、それだけでは高いという話だとすれば、その返礼品は選ばれないということ。

川西会長： 一律に50%ですよというふうに言っていれば、その中で選ばれないことになるので良いのです。一方で、一律でなくて、これは高いものだから80%ください。ある人は正直に40%ですと言うとなると適正価格のチェックが必要となる。一律に決まっているのであれば、その中で必ず競争が行われます。ところがそれが行われていないと聞こえたので。その辺のチェックはどうかと申し上げています。

石塚課長： 今の部分が行われていません。要するに、事業者が薄利にするかどうかだと思います。

川西会長： 公平な環境の中で自由競争が行われているのであればそれで良いのです。ただ、50%もらっている人と80%もらっている人があったらおかしいですね。

ある業者は、1万円の寄附に対して8,000円もらう、ある業者は1万円に対して5,000円もらうということがあると不公平でしょう。チェックをしていますか。

事務局： 会長の御指摘につきまして、寄附額の設定の仕方というのがございます。先ほど石塚課長から御説明もあったんですが、まず事業者の方からAという返礼品がありましたら、うち実際原価が3,000円に対して郵送料などを含めて4,000円かかるという値段設定していただく。それをJTBに伝えます。その後JTBは4,000円に対して手数料として1,000円載せます。トータルで5,000円になります。

あとの5,000円に守谷市の場合は60%という率をとっておりますので、1万1千の寄附があった場合は、4,000円分お渡しします。

別の事業者がAと似たようなBという返礼品を出しますが、7,000円かかりました。となると7,000円プラス郵送代込みで8,000円になります。JTBも8,000円に対して手数料をつけますので、1,500円とする。9,500円になります。9,500円を60%で割り返して1万5,000円の寄附を出さないともらえないので、基本的には守谷市のスタンスとしましては、一律で60%と整理をしており、事業者さんがいくらで出そうと返礼率は変わらないです。

川西会長： 一律ですね。第2の質問は国の言う返戻率は何を指していますか。郵送料等はどうですか。

石塚課長： 郵送料は除きます。

川西会長： その他のいろんな手数料等も除くのですね。

石塚課長： この辺の解釈に曖昧なところがあり、商品そのものの額を全体の寄附に対する返礼率とする解釈が正しいように感じています。

川西会長： ありがとうございます。それから収入と支出で会計年度を変えておられますが、正しいのですか。正しいというか、そういうふうにするという指示があるのですか。

石塚課長： 歳入歳出については、同一年度です。条例で寄附金を一度基金に繰入れると規定していますので、次年度、使途に応じて使用する形態を取らざるを得ません。平成29年度の寄附金を使用するのは、平成30年度になります。

川西会長： これは、日本全国どこでもそうですか。

石塚課長： 守谷市の条例がそのように規定しています。

川西会長： 条例ですと、今後もそうですね。

石塚課長： この4つの基金に積み立てることになっています。

川西会長： それは条例ですか。一般会計原則からすると発生主義が基本ですが。

石塚課長： きちんと財源が確保できなければ、予算化はできませんので、はっきりと繰入れできる寄附額を確定させてから、事業を実施するというのが今のやり方です。ただ、今後、この事業をやりたいので寄附をお願いしますという仕組みを作ったならば、寄附金が集まったので事業を執行しますという形ができると思います。

川西会長： 御質問をお願いします。

西尾委員： 既得権がある業者は優遇されるということですか。

石塚課長： 守谷市内に拠点がないにも関わらず登録されている事業者についても、同じように拠点を構えていただく指導をするという前提です。

西尾委員： みんな同じ条件でもう一度選定し直すということですか。

石塚課長： 選定し直すというよりも、条件にかなっていなければ、その返礼品事業から手を引いてもらうということです。

西尾委員： 協定とありますが、どのようなものを指すのですか。

石塚課長： 守谷市の子育てや福祉といった事業等に協力していただく協定です。その中で事業者が取り扱っている返礼品があります。

西尾委員： 実際には名前だけの事務所だったりするかどうかを調査することはありますか。

石塚課長： 登録の段階で確認しています。先ほどの話の中で御指摘があったように、市内に事業所を構えていただくようお願いします。工場は守谷市に縁のある商品としていますが、あくまでも、工場で販売はできません。守谷市の工場で製造されたものとして、ビールなどなら酒屋で取り扱っています。

西尾委員： 小売店ですが、同じ商品の申請があった場合ではどのようにしますか。

石塚課長： 当初、市内の酒屋さん全てに声をかけましたが、インターネットを使いながら商売をするということになじみがなかったため、現実的に

は1社しか参加しませんでした。

私たちの狙いとしては、組合のような形をとってもらい、その中で均等にやっていただければということを考えていましたが、現実的には1社だけの参加でした。

ただ、当初はこのような状況でしたが、昨年もう一つの酒屋さんが参加しました。そちらについては、商品が重複しないように登録していただいています。同じものでも構いませんが、金額は合わせてほしいと話をしています。

西尾委員： 新規参入事業者募集の告知方法はどんなものがありますか。

石塚課長： 主にホームページです。あとは広報による周知もあります。財政課だけでなく市内の他の課からも情報があれば、その事業者に声をかけていきたいと考えています。

松尾委員： まず頂いた資料の質問です。資料③-2-2です。フロー②例えば100円のコンビニ払いによる寄附があった場合、トラストバンクは3%の手数料をとることになっていますが、その手数料はいつ支払うのですか。翌月ですか。

石塚課長： 翌月末です。

松尾委員： それからフロー⑦ですが100円の寄附を受けたという前提で考えると、ポイント充当分として60円を支払う。その60円は送料と返礼品代の原価という考え方ですね。それからフロー⑨で、返礼品事業者が、寄附者からポイントを使いたいという申し出を受け返礼した場合、返礼品を売ったことになりませんか。そのコストがざっと40%とみなすという意味ですね。

ふるぽへ返品礼原価として事業者が登録しているコスト＝寄附金の約40%を請求することですね。世の中インターネット通販の方が安いと思いますが、登録原価と通販での売価とどのくらい差があるのかは調べていないというふうに、先程の説明を聞きましたが、正しいですか。

石塚課長： 売り方に差がありますので、安いところばかりを見て、高いという判断はできません。

松尾委員： 我々から見るとインターネット通販の方が安いと思いますが。定期的に返礼品の一部を抽出して、通販価格とどの程度乖離しているかチェックする必要があると思います。

私の資料4/4の3項①に、キング無水鍋の例があります。通販価格は14,900円、この返礼品を貰う為のポイントは114,38,000円の寄附をする必要があります。通販価格が14,900円程ですから、登録コストと比較すると乖離があるんじゃないかと思えます。このキング無水鍋の登録価格が例えば2万円だったらふるぽ(JTB)は儲け過ぎですね。だから定期的にチェックをするべきと思

ます。

石塚課長： これについては、先般、事業者から登録してある全商品について価格を出してもらったところです。

松尾委員： 全品目を一度に全部やるのではなく、抽出しながら毎年あるいは毎月やるということが必要だと思います。同意いただけますか。

石塚課長： 新たな商品を登録する度に確認すれば良いと思います。

松尾委員： 西尾さんの質問に関連しますが資料4/4の③のゴルフボールの例です。24,000円の寄附を貰うと通販上、9,610円（消費税込、送料なし）の品を返礼しますが市内でボールを製造している訳ではないので、この場合の返礼品業者というのは、どのように考えれば良いのですか。

石塚課長： 市内でサービスを提供し、販売している事業者という整理です。

松尾委員： 市内でサービスを提供し、販売していれば、返礼品業者ということで、ゴルフボールはその販売店から買われるということですね。

石塚課長： そうです。

松尾委員： ふるぽがアマゾンから購入することはないのですね。次の頂いた資料3-2-3です。歳出のところに赤字で書いてありますが。寄附金歳入は特別財源として計上して、返礼品歳出は一般財源から支出しています。そうしたら、参考として記載されている「寄附金-返礼品歳出」の数字は意味がないですね。

石塚課長： この寄附に対してどれだけの事務費が掛かったかを示すための、あくまでも参考の数字です。

松尾委員： 頂いた資料3-2-1-3、寄附金の使い道の項で「指定された事業に使用するため寄附金は云々」と書いて、事業の事務経費に充てることはできないと記載があります。特定目的だから、特定財源になるということですね。一般財源と違うという事ですね。私の資料を見てください。河津町の例です。ふるさと納税寄附金が6,800万あって、返礼品の経費が2,476万。差し引き財源が4,300万とあります。その使途も資料のとおり、公表されている。意外と思われませんか。

この前総務省からふるさと納税に関する統計が発表されましたが、新聞を読んでいると。いわゆる返礼品代が寄附金の原価のようなイメージで書かれている記事が多かったです。ところが。守谷市の処理は違いますね。我々と同じような寄附形態でありながら寄附の事務処理が違うのは何故かと思います。河津町の例の方が事務処理は正しいと思うのですが。

石塚課長： 先ほど御説明したように、守谷市では、寄附する方が事業を選択する形をとっています。

松尾委員： 土浦市も同じ処理と思います。

石塚課長： 他市がそうだからといって、守谷市がそうしなければならない理由はありません。

松尾委員： いやそれは駄目ですよ。なぜなら返礼品は寄附金のコストだから。何故返礼品の財源を一般財源から持って来るのか。財源が違います。こう考えれば、今返礼品に充当している一般財源を他の事業に使えます。

私の資料の裏のページに厚岸町の例がありますが、寄附金から返戻金等の諸経費を差し引いた額が町の財源収入となることが明記されています。寄附金の意向者件数の表を見てください。教育振興に関する事業や地域産業の振興に関する事業等の明示があり守谷市のやり方と同じように見えます。

このような事例から、守谷市は返礼品に一般財源たる税金を余計に使っていきように見えると指摘したいと思います。

厚岸町の表は、寄附金の50%が返礼品委託料・手数料等が17%、町財源に充当されたのが寄附金収入の33%それが6,300万という意味だと思っています。

石神補佐： 総務省からは、返礼品が寄附そのものに対しての見返りではよろしくないという指導があります。

寄附金は寄附金でもらい、それとは別にお礼の品ということで、寄附金に見合った返礼品なりを寄附金の3割でやってくださいという指導がありますので、やはり直接もらった寄附金をお礼の品に充当するという考え方はよろしくないと思っています。

松尾委員： 返礼品等はコストであるが。

石神補佐： コストはコストですが、考え方が異なります。

松尾委員： そちらの考え方が間違っていると思いますが、この議論に白黒つけたいと思います。

石塚課長： 大筋では変わっていないと思います。コストはコストで出していて、差し引きはこうだというだけであり、寄附金から直接運用しなければならないというのは別の問題だと思っています。

松尾委員： たまたま運用って言葉が出ましたがホームページ上で、運用状況を書いていませんね。頂いた資料③-2-3の裏に充当一覧の記載がありますが、これをホームページ上で公表する必要があります（注：条例で公表することが決まっている）。

それで今のやりとりですがどうしたら白黒はつきりできますか。

石塚課長： 寄附を直接返礼品に充てるのはよろしくないという国の指導があるの中で、私もそのように解釈しています。寄附金は寄附の使い道に充てますので、返礼品なりそれに係る事務費等は一般財源を充てることになります。

松尾委員： 調査するつもりはありませんか。

石塚課長： 今はないです。

松尾委員： では、余計な税金を使わないでもらいたいと指摘をしたい。

返礼品代を一般財源から支出している点、返礼品を寄附金のコストとして捉え、返礼品代に充当している一般財源を通常事業に使って貰いたいという指摘です。

次に頂いた資料③-2-6の4項返礼品提供業者への対応です。いろいろ書いてありますが、事業所開設届があつて、法人なり住民市民税を払っている法人、個人と記載した方が明確ではありませんか。開設届があるのかチェックしていますか。

また寄附目標を、15億とか20億と記載していますが、もらうことをだけを考えているんじゃないですか。他自治体の報告を見ていると、結構気を使ってお礼をしている。そういうのを感じる。他自治体例では、市長の感謝の言葉になっている。ところが、守谷市は、エクセルで、もらった金額だけを公表するのみ。

私の感覚からすると近い将来総務省がもっと厳しくするはずですが。私の意見は寄附額から返礼品と手数料等を控除した額を市の財源として使うよう、ほかの自治体の事例を調べて工夫することです。

ふるさと寄附金づくりは自主財源を創造していることと同義と思います。だからこそ必要費用は寄附金のコストとして捉えてコストを除いた中で事業をやっていくという考え方をとることが必要と思います

石塚課長： この事業がこのままの形で続くものとは考えていません。

川西会長： 私は最初に何故発生主義を取らないのですかと申し上げた。松尾さんと同じように、分りやすさが大事です。更に、経費に対する認識を持つ上で、経理の原則は大事にした方がいいと。（年度が異なることについて担当課の）御説明はわかります。国がそう指導しているし、そもそも寄附金ですからね。

しかし、少なくとも一方でこういう把握の仕方は、行っていただきたい。原価意識といいますかね。コスト管理は今の形だとはっきりと出ない。だからその点に心配をしています。市民が見ても非常に分かりにくい。ですから収入とコストを直接比較する形とした方が分かりやすいですよ。

松尾委員： ふるさと納税サイトで28年の9月13日から21日に自分たちが契約をしている106の自治体にアンケートした資料があります。回答率70.7%。設問の8。寄附金の使い道についてのアンケートですが。

全額一般財源としている自治体が42.1%(32自治体)となっていますので、今まで、意見を申し上げたコストという考え方は他自治体にもあると思います。他の事例も調べて自分の処理に工夫が必要と思います。唯我独尊では困る。

川西会長： 守谷市への寄附金も増えており、それ自体は結構だと思います。ぜひ守谷市民の役に立つように使って欲しい。一方で更に改善すべきこともあると思います。この制度やそれを取り巻く環境はこれからいろいろ変わるでしょうけれども、発表できることはやはり公明正大に出していただいた方が良いでしょう。これからの変更があることはおっしゃっておりですね。それは何月何日現在という形の公開で全く構わないと思う。分かりやすさ、透明性と公開性とをもっと考慮していただければ有難い。

松尾委員： 最後にお問い合わせがあります。今日のコスト議論あるいは一般財源化の工夫について検討結果を教えてください。

石塚課長： 内部で検討いたします。

川西会長： ご検討いただくということですね。

他に御質問・御意見ございませんか。一つよろしくお問い合わせいたします。ありがとうございました。

(財政課退出)

川西会長： 塵芥処理も検討課題になっており、いつやるか、そしてヒアリングをするか。御意見はありますか。

松尾委員： ヒアリングはしたいと思います。事務局にお尋ねしますが、お願いしていただいた数字は手元にあったのですか。

事務局： 環境課に依頼しましたので、不明です。前回から見て次々回に実施するというので予定を組んでおります。

川西会長： それでよろしいですね。塵芥処理のヒアリングを予定表のとおり次回実施します。これは事務事業評価です。事務事業評価の場合は、できれば単年度だけでなく、前年度前々年度のマネジメントシートも頂戴したい。平成28年度、平成29年度は簡単ですね。平成27年度は難しいですか。

事務局： 27年度もホームページでは公開しております。

川西会長： 予定表上は第4回から提言書の作成にかからなければいけません。今回は塵芥についてのヒアリングをさせていただき、第6回10月22日に、市から上半期の執行状況の報告をしていただきます。(事務局に対し) 10月22日の今年度上半期の報告は大丈夫ですか。

事務局： 大丈夫です。

川西会長： そうすると、それを受けて執行状況についての委員会意見を10月22日の段階でほぼ確定させて、11月12日に提言書を完成することになります。

第7回12月10日は提言書の提出日ですから、市の幹部全員の出席も予定されています。ですからこの日程は変えたくない。12月1

0日は提言書の提出ということで確定したいと思う。よろしいでしょうか。ではそういうことで予定を決定します。予備日としての11月12日を使うということであれば、外部評価に対する取組状況説明は次回に行うということでよろしいです。

今の予定、手順について、事務局の方から御質問ございませんか。

事務局： すいません。10月1日の日ですが、松尾委員の予定が付かなく、牛島委員も月曜日に予定が入ることが多いので、もしかすると2名欠席となってしまいます。

川西会長： では、10月1日の予定を変更するということで、皆様のご都合をお聞きします。しかし、9月の初めは議会ですから9月の初めは避けたい。9月の27日木曜日の午後、午後3時からということで、暫定的によろしいですか。

日程はほぼ完全に確定です。最後の方の予備日は別の趣旨です。我々の報告書に対して市から質問があった場合に、答え方について委員会内で議論がある場合にのみ集まることになっています。ですから12月10日まではもう確定ということで御理解いただきたい。次回は塵芥についてのヒアリング、外部評価に対する取組状況の説明。それと提言書作成についての打ち合わせをします。

それから次回までの間にやっただけが多くあります。まずは、会議録作成に皆さんからの御協力をお願いします。

それと、図書館につきましては、3項目にわけて評価、公民館については点数だけ20点に満点に変更して再度採点。執行状況の管理につきましては、重要な判断基準のようなものをまずは市の方から示していただいてそれがよいということになれば、私たちがそれに従って採点しコメントを書く。以上が今後のスケジュールになりますが、何か御質問ございませんか。

事務局： 点検シートの提出日等についてもメールで合わせて依頼させていただくような形でよろしいでしょうか。

川西会長： はい、委員の方から何か議題はございませんか。事務局は。はい。閉会とさせていただきます。すいません。遅くなりまして暑い中ありがとうございました。

4 閉 会